

新国立競技場整備事業に係るアドバイザー会議（第6回・持ち回り）

平成30年11月12日～21日

事務局より、以下のとおり各アドバイザーに対し資料1及び資料2について説明し、助言を求めた。

【事務局】 本年9月18日に開催した第5回アドバイザー会議にて対応方針をご確認いただいた、スライド条項の対応について、資料1のとおり、単価設定の考え方を整理しました。また、受注者との調整の上、出来形数量と物価指数について資料2のとおり整理しました。

資料1、2の整理・調整の上、出来形数量を確定し、単価の入れ替えを実施した結果、スライド金額は約20億円になりました。このことについてご確認の上、ご助言をお願いいたします。なお、スライド申請の際には、1%を超える請負額の変動があり、請負代金額が不適切となっていることを受注者自身が把握した上で請求していることを確認するため、概算のスライド額を明らかにすることとなっており、4月18日に行われたスライド請求においては、概算スライド額として約25億円が提示されていました。

各アドバイザーから、以下のとおり助言を頂戴した。

【〇〇】 スライドの基準日は4月であり、スライド額を計算するための内訳は9月に行った変更契約後の内訳書を用いるということを前回の会議で説明がありましたが、それにより生じる不具合はありますか。

【事務局】 前回のご指摘以降、念のため再度検証しました。その結果、基準日以降、第4回変更契約の間に生じた設計変更についても、4月の基準日時点の状況を確認し、出来高に含まれるか残工事に含まれるかを確認するという原則は変わらないので、不具合は生じません。

【〇〇】 例えば、次のような場合はどうなりますか。1,000個設置予定の照明について、基準日時点で100個設置済だったが、基準日以降の設計変更により、残りの900個をとりやめた場合。

当初設計 1,000個設置予定（基準日時点 設置済100個）

↓

設計変更 1,000個のうち未設置の900個を取止め（基準日時点 設置済100個）

【事務局】 基準日時点の出来形が10%であったものが100%に変更し、結果的にスライド増額とは関係なくなります。

【〇〇】 了解しました。

【〇〇】 スライド増額は工事費1,490億円のコストコントロール内に納めるべきものなの

か、そうでないのでしょうか。

【事務局】「新国立競技場の整備計画」において、「賃金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、公共工事標準請負契約約款第 25 条に準ずるものとする」とされており、また、閣僚会議が定めた財源スキームでは「賃金又は物価等の変動が生じた場合」及び消費税率が上昇した場合において、整備計画の上限額である 1550 億円に不足が生じた場合には、国、スポーツ振興くじの特定金額、東京都において負担する旨が明確化されているため、1,490 億円のコストコントロールの外枠として整理されています。

【〇〇】物価高騰等に対応するための施策として実施されているものであり、このため、コストコントロールの外枠として整理されていることについては、対外的な発信を行う際の資料等においてもはっきりとわかるようにするべきと考えます。

【事務局】コストコントロールの対象とすべき項目ではないことを明確にする必要があるというご指摘については理解しましたので、そのような誤解を招くことのないよう、JSC からの情報発信においては留意します。

【〇〇】物価指数の設定の考え方について、全ての単価に対して完全に適合した物価指数を反映するということは理論的には不可能ではあるが、現状入手できる質の高いデータ等を用いることで最大限努力して対応しており、他にこれより良い方法は無いと思うので、この方法でよいと思います。

【事務局】了解しました。総合的に判断してこのような方法を用いており、このように進めたいと思います。

【〇〇】働き方改革により工賃が上昇している実情が反映されているかが気になります。

【事務局】単価については材工で計上しており、それに上昇率を反映しているので、工賃についても反映されています。また、設備工事については、新国では材工共で計上されている単価に対し、採用した物価指数では材工が分かれて計上されていたので、これら分かれて記載されている労務費等の上昇等が適切に反映できるよう、加重平均により指数を再設定して対応しています。

【〇〇】了解しました。一定のルールに基づいて算定しており、受発注者のどちらかが有利になるということにはならないということについて、了解しました。客観性も保っており、多大な労力をかけて対応されていることに敬意を表したいと思います。

【〇〇】受注者から提出された 4 月 20 日時点での出来形に対し、発注者として写真等で確認したとこのことだが、確認する写真は発注者が自ら撮ったものですか。

【事務局】4 月 20 日時点では、出来形の写真・ビデオを撮影しており、その写真で確認できる内容と、受注者から提出された出来形とを見比べて確認しています。例えば、足場に関しては、受注者の報告した出来形よりも我々が写真で確認した足場の方が範囲として広がったため、是正しました。このような内容について細かく受注者と調整

しながら出来形を確定しています。

【〇〇】加重平均を用いることで事業費に占めるウェイトが大きい項目に配慮ができていると思います。また、科目など上位の指数を用いればいいところ、より新国立競技場整備事業の実態に則するため細目の指数を用いているところなど、対応としては十分問題ないと思います。

【〇〇】プレキャストコンクリート（P Ca）は鉄筋、型枠、コンクリートの指数を加重平均して指数を決定しているということですが、P Caの型枠は通常の型枠とは違い、何度も転用される鋼製型枠なので、指数の設定において、通常の型枠を使用しても良いのでしょうか。

【事務局】細目そのものを示す指数が存在しない場合においては、基本的に、存在する指数を可能な限り実態に即した形で活用するという方針で整理をしています。この中で、特にP Caについては、全体構成比に占める割合も大きいことから、建築全体の指数を用いるのではなく、可能な限り実態に即した指数を設定すべきとの判断をしています。その上で、現状入手できる質の高いデータのうち、P Caの構成要素としてこれらの指数を抽出し、その構成比により加重平均したものを新たな指数として設定しています。

【〇〇】今後もインフレスライド請求はあるのでしょうか。

【事務局】インフレスライドの制度上は、労務費の改定をうけて請求が行えるようになっています。ただし、今後請求があった場合でも、残工事は今回よりもさらに少なくなることから、増額は今回と比べても小さいものと考えています。

【〇〇】本事業の特殊性に踏まえという表現をしていますが、これは特殊な工事が多いということを意味しているのですか。

【事務局】60mの鉄骨屋根など、一般の事務所建築等と比較して、特殊な工事がある等の理由により、通常は発注者が刊行物など公表価格に基づき予定価格を算出することが多いのに対し、本事業においては、受注者の調達実勢価格に基づき見積りが取得されているケースが多いことから、特殊性があるという言い方をしています。

【〇〇】物価指数に経営研究所の指数を使用することに対するJ Vの見解はどのようなものですか。

【事務局】指数の設定においては、幾つか候補となるものがあり、当初J Vからは、別の指数を用いてはどうかという意見もありましたが、受注者の調達実勢価格に基づき見積りが取得されているケースが多い本事業の特殊性を踏まえると、一般に普及しており、かつ大手建設業者の調査資料から作成されている経営研究会の指数が最適であるというJ S Cの考え方に対して、J Vとして特段異論はない状況です。

【〇〇】本日説明を受けた対応方針については、問題ないことを確認しました。

単価設定の考え方および、出来形数量と物価指数について各アドバイザーにご確認いた

だき、ご確認いただいた方針に基づきJ S Cにて算定したところ、約20億円のスライド額であったことについて、了解をいただいた。